

お客さまに、ちょっと耳よりで、すごく役立つ、すこし役立つ情報をお届けいたします

Monthly Topics

今月のテーマ 「計画停電が実施される場合の休業補償について」

- 震災に関する厚生労働省の対策情報

今月号は、震災の被害を受けて、厚労省の提示した対策情報をまとめています。

- おススメの一冊「日本でいちばん大切にしたい会社 1、2」
- 新設！行政書士の広場「経審とは！？」

相事務所

検索

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、
適切なアドバイス&サポートで、
お客さまのリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル 4階

Phone 03-3320-7351

Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp>

計画停電が実施される場合の休業補償について

●計画停電時の休業に関しては、休業補償の対象となるのか

今回の、東日本大震災において、電力の供給制限が続く中、職場の機能も止まってしまうケースが出てまいりました。そこで、計画停電の実施に当たって、労基法第 26 条(休業補償)の対象となるかという問題が浮上してきました。

結論としましては、基本的な概念(ノーワーク、ノーペイ)に則り、働いていない部分については無給で問題なしという見解です。

また、計画停電以外の部分も含めて休業する場合、例えば終日休業にしてしまうケースにおいて、回避努力をしない場合は休業補償の対象にはならず、ノーワーク、ノーペイの原則通りということになります。

それ以外のケースで、本人の都合による休業のケース等は欠勤または休職扱いとすることになるなど、労使での話し合いによって解決をはかることとなってまいります。

以下は、3 月 15 日、震災後に出された通達ですのでご確認ください。

基監発0315第1号

平成23年3月15日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

計画停電が実施される場合の労働基準法第 26 条の取り扱いについて

休業による休業の場合の労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。)第 26 条の取り扱いについては、「電力不足に伴う労働基準法の運用について」(昭和 26 年 10 月 11 日付け基発第 696 号。以下「局長通達」という。)の第 1 の 1 において示されているところである。

今般、平成 23 年東北地方太平洋沖地震により電力会社の電力供給設備に大きな被害が出ていること等から、不測の大規模停電を防止するため、電力会社において地域ごとの計画停電が行われている。この場合における局長通達の取り扱いは下記のとおりであるので、了知されたい。

記

- 1 計画停電の時間における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として法第 26 条の使用上の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。
- 2 計画停電の時間帯以外の時間帯の休業は、原則として法第 26 条の使用上の責めに帰すべき事由による休業に該当すること。ただし、計画停電が実施される日において、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて原則として法第 26 条の使用上の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。
- 3 計画停電が予定されていたため休業としたが、実際には計画停電が実施されなかった場合については、計画停電の予定、その変更の内容やそれが公表された時期を踏まえ、上記 1 及び 2 に基づき判断すること。

PDF 版はこちらです→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/other/dl/110316a.pdf>



その他のトピックス

●震災に関する厚生労働省の対策情報

今回の震災後の対応については、左の休業補償関連だけでなく、他にも対策を打ち出しています。厚生労働省の対策情報をまとめました。

- 被災された方は、被保険者証がなくても医療機関での受診ができます。
- 被災地の方は、処方箋の交付がない場合でも、必要な医薬品を処方してもらえます。
- 被災された方は、介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても、サービスを利用することができます。
- 乳幼児に対する健康診断などについて、住民票を異動していなくても、避難先の自治体でサービスが受けられます。
- 保険者の判断により、健康保険の一部負担金の減免や保険料の納付期限の延長などができます。
- 被災地域の事業所へは、厚生年金保険料及び労働保険料等の納付期限の延長・猶予を行います。
(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)対象地域は、変更になる場合もございます。
- 事業所が災害を受け、事業を休止したなどの理由により、従業員が就労できず、賃金を受けとれない状態にある場合は、特例として失業給付が受給できます。
- 被災された方の失業給付は、住所地以外のハローワークでも受給できます。
- 失業認定日において、やむを得ずハローワークに来所できないときは、電話連絡にて認定日の変更ができます。
- 緊急避難している方の一時入居先、緊急避難場所として雇用促進住宅を提供します。
- 労災保険給付の請求に関して、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求を受け付けます。それ以外にも、厚生労働省発出の情報がございますので、下記をご参照ください(厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000014j15.html>

勝手におススメ

日本でいちばん大切にしたい会社 1、2

坂本 光司 著

一気にベストセラーとなった作品ですが、何度読んででも本気で経営に立ち向かう経営者の熱き思いが伝わってくる一冊です。

著者は、**法政大学大学院の教授**という多忙な立場にも関わらず、学生たちと日々会社経営の真髄を追い求めていらっしやいます。

著書の中で、会社経営とは5人に対する使命と責任を果たすための活動と書いています。

1.社員とその家族、2.外注先・下請け企業の社員、3.顧客、4.地域社会、5.株主の順番で幸せにすることが経営の定義であるとしています。

会社は、株主のためでもお客さまのためでもなく、会社の商品を一生懸命創ったり考えたりする**社員こそが一番幸せ**にならなければならないということです。

売上也厳しい昨今ではありますが、もう一度視点を社内に向けてみることも、業績アップの秘訣といえる一冊です。



行政書士の広場

「経審」とは!?

公共工事に必要な通信簿

建設業に携わらないと、おそらく全く使うことのない通称「経審」という言葉。実際に私も今の仕事に就くまでは知らない言葉でした。

この「経審」とは、「経営事項審査」の略称で、**公共工事(国又は地方公共団体等が発注する建設工事)を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査**なのです。

要するに、地元の役所などから増改築工事や空調設備工事などの依頼(発注)があったとしても、この「経審」を受けていないと、その仕事を直接することができないということになるのです。

この審査は、**経営規模・技術力・社会性・経営状況**といった項目を数値化して客観的評価をします。言ってみれば、会社の成績表みたいなもの。この審査によって、ランク付けがされるシステムです。

今後はこの「経審」の内容に関しても触れていきたいと思っております。



経営者の名言

「人間はダイヤモンドの原石」

私は、お互い人間はダイヤモンドの原石のごときものだと考えている。ダイヤモンドの原石は、磨くことによって光を放つ。しかもそれは、磨き方いかん、カットの仕方いかんで、様々に異なる、燦然とした輝きを放つのである。

同様に人間は誰もが、磨けばそれぞれに光る、様々なすばらしい素質を持っている。だから、人を育て、活かすにあたっては、まずそういう人間の本質というものをよく認識し、それぞれの人が持っている優れた素質が活きるような配慮をしていく、それがやはり本質ではないか。もしそういう認識がなければ、いくらよい人材があっても、その人を活かすことは難しいと思う。

出典【松下幸之助 一日一話】より

ちょっと、ひと息

この度は宮城県三陸沖を震源とした「東北地方太平洋沖地震」におきまして、亡くなられた方々へのご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にも、深くお悔やみを申し上げます。また、被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。相事務所職員一同、一日も早く復興されますことをお祈りしております。

「スタッフブログ始めました」

今回の「ちょっと、ひと息」を担当いたします。相事務所の末っ子岡崎です。今月以降、事務所スタッフ全員が各回を担当していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

当事務所ホームページにて「事務所ブログ」をスタートいたしました。ホームページトップの下にあります。

URLはこちらです <http://www.sr-ajimusho.co.jp/blog/index.html>

こちらにも全スタッフで曜日毎に担当し、日々のちょっとしたことを綴っております。

各曜日の担当は以下です。ぜひご覧ください！

月曜日担当者 福島 紀夫 「日日是々」

火曜日担当者 三倉 直久 「サンサイ歳時記」

水曜日担当者 榎本 吉男 「行政書士補助者の奮闘記」

木曜日担当者 岡崎 和樹 「歩け若輩者」

金曜日担当者 鈴木 真弓 「一期一会～meet only once in the lifetime～」

編集好機

未曾有の大震災。みなさまにおかれましても、ご親戚、ご友人など、多くの方が被災されていらっしゃるかと思います。謹んでお見舞い、またお悔み申し上げます。

この震災について、ライブドアによるニッポン放送買収問題でフジテレビのホワイトナイトとなったことで注目を集めた北尾吉孝氏が、今年年頭のブログで、あたかもこの震災を予測するような事を書かれていましたので要約します。

まず、干支の話からでした。今年十二支でいう「辛卯(しんぼう)」の年。過去の定義からすると、今年は今までの蓄積してきたエネルギーにより、過去手がつけられなかった分まで大がかりな新陳代謝を進め、閉塞を打ち破り、新たな発展へ向かう年と言えるとしています。

さらに、過去の辛卯の年をみると、自然災害など天変地異の異常や予期せぬ出来事が起き易い。特に地震。地下に蓄えられたエネルギーが地上に向かって動き出す。240年前の1771年4月24日、死者、行方不明者約12,000人といわれた八重山地震。120年前の1891年10月28日、日本最大の直下型地震濃尾地震が起こり、7,000人以上が死ぬ。60年前の1951年、3月三原山の噴火・・・

北尾氏のブログはこちらです http://www.sbi-com.jp/kitao_diary/archives/201101042379.html

ちょうど、60年周期で繰り返される災害がこれだけあったにも関わらず、大きな被害を受けてしまったということですね。しかし、自然災害とは計り知れないもので、予想をはるかに上回るものであったことは言うまでもありません。

地震、雷、火事、親父とはよく言ったものです。こういった経験をもっと活かすことができたなら、これからの復興に最大の力を発揮してくれることでしょう。

ガンバレ、東北！ ガンバレ、日本！

文責 福島